

「働き方改革」関連月間がスタートします (9月～12月の各月間)

9月は職場の健康診断実施強化月間です

政府が平成25年6月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップでは「健診受診率の向上」を目標として掲げており、厚生労働省では、その目標の達成に向け、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を徹底するため、平成25年度から全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、集中的・重点的な指導を行っています。

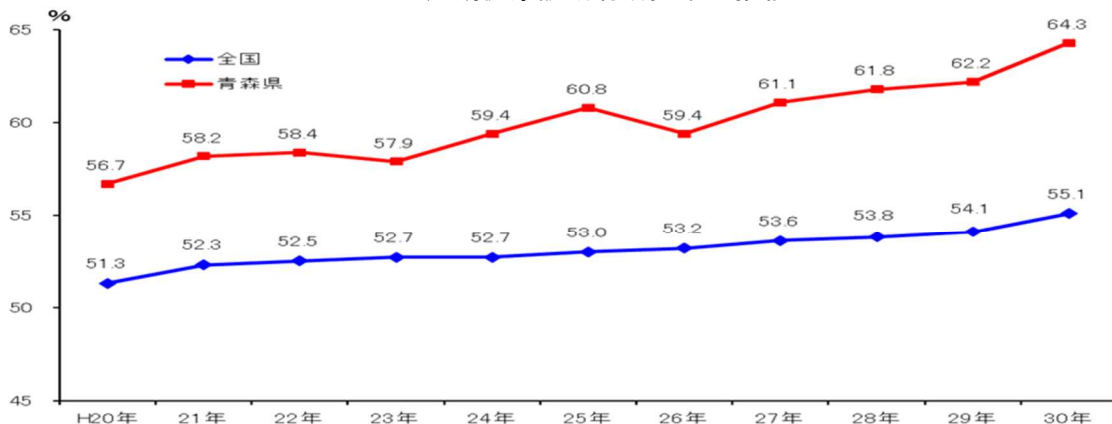
更に、働き方改革関連法では、平成31年4月から労働安全衛生法を改正し「産業医・産業保健機能」を強化していることから、青森労働局においては、当該働き方改革関連法の改正事項（取組事項③）も含めて上記月間の取組を行うこととしています。

【問合せ】青森労働局労働基準部健康安全課 Tel017-734-4113

全国平均を上回る青森県の定期健康診断有所見率の高さ（下記グラフ参照）を踏まえ、職場の健康診断実施強化月間に以下の事項の周知・啓発に重点的に取り組めます。事業主等の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

- ① 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- ② 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ③ 事業者から産業医への情報提供の充実・強化、産業医の活動と衛生委員会との関係強化、産業医等による労働者の健康相談の強化等

定期健康診断有所見率の推移



「青森産業保健総合支援センター」のご案内

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談に係るご相談、個別訪問による産業保健指導の実施等については、「青森産業保健総合支援センター（☎：017-731-3661）」をご活用ください。



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～年休の確実な取得がスタートしています～

労働基準法が改正され、平成31年4月より、使用者は、法定の年休付与日数が10日以上全ての労働者に対して、毎年5日間、年休を確実に取得させることが必要となりました。取得日数が低い労働者については、確実に5日以上取得させましょう。

【問合せ】青森労働局雇用環境・均等室 TEL017-734-6651

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

労働基準法が改正され、平成31年4月より、時間外労働の上限規制が施行されています（中小企業については令和2年4月から施行）。

各企業においては、労働時間を適正に把握し、上限規制に違反しない管理をするとともに時間外労働の削減に努めましょう。

【問合せ】青森労働局労働基準部監督課 TEL017-734-4112

12月は「職場におけるハラスメント撲滅月間」です

～NO！ハラスメントのシンポジウムなどを開催～

労働施策総合推進法の改正等により、パワーハラスメント対策が事業主の義務となり、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます。

【問合せ】青森労働局雇用環境・均等室 TEL017-734-4211

「青森働き方改革推進支援センター」のご案内

県内企業の働き方改革の支援を目的に「青森働き方改革推進支援センター」（青森労働局委託事業）が設置されています。

当該支援センターでは、働き方改革に関する様々な疑問や取組方法等について、無料でお応えしています。

■青森働き方改革推進支援センター

電話：0800-800-1830（フリーダイヤル）

メール：aohatarakikata@triton.ocn.ne.jp

住所：青森市青柳2-2-6（一般社団法人青森県労働基準協会内）

★個別訪問支援を希望する企業への専門家派遣

専門家による個別訪問支援を希望する企業には、専門家派遣事業（厚生労働省委託事業）による専門家（社会保険労務士等）を無料で派遣します。